

古墳時代の 大型倉庫群の発見

—水口町植遺跡の発掘調査—



大型倉庫イメージ図

植遺跡は、滋賀県を代表する古墳時代の大集落遺跡です。ここに、県営ほ場整備事業（柏木地区）が計画されたため、滋賀県教育委員会・（財）滋賀県文化財保護協会は工事に先がけて、平成13年度と14年度に遺跡の発掘調査を行いました。最も注目される遺構には、5世紀中頃に造られた、大型倉庫3棟があります。発掘調査では、それぞれの柱を建てた柱穴が見つかりました。柱の大きさやその配置から、大型倉庫が建っていた状況は右上の図のようにイメージできます。建物は横一列に3棟並べて建てられており、普通の倉庫と比べて3倍以上の大きさをもっていることから、これらの倉庫群は当時としては画期的な建物でありました。

大型の倉庫群は、交通の要衝や稲作などの生産力の豊かな土地に、富を集める施設として造られています。植遺跡が立地する水口盆地は、琵琶湖につながる野洲川が流れ、また、伊勢や伊賀地域に抜ける水陸交通の便利なところで、富を集めやすい土地であったのでしょう。また、植遺跡の周辺には、この大型倉庫群を管理・運営していた有力者が住んでいた可能性があり

ます。遺跡の北西1km地点には、今回見つかった倉庫群とほぼ同時期に甲冑や鏡などの豪華な副葬品が出土した泉塚越古墳が築かれています。この泉塚越古墳を築いた古代の豪族が倉庫によって富を蓄え、一帯を支配していたと考えられます。

植遺跡・植城遺跡報告会

日時：5月14日(日) 14:00~17:00

場所：水口図書館2階 学習室

問い合わせ

水口歴史民俗資料館

☎ 62-7141 FAX 63-4737

市民生活課より
知っく!

お悩み相談室

市民生活課では日々の消費生活のトラブルや苦情の相談を行っています。気軽に相談してください。

消費者契約法とは…

消費者契約法とは事業者が次のような不適切な勧誘をして契約した時は取り消すことができるという法律です。

①「不実告知」

重要な項目について事実と違うことを言うことです。

例えば「〇〇病に効果、効能がある」という業者の勧めに従って健康食品を購入したが、いっこうにその効果があらわれない。など、うその説明をして契約させることです。

②「断定的判断の提供」

例えば「この株は上がる一方ですから確実にもうかりますよ」などと、将来の変動や効果が不確定であるにもかかわらず、断定的な事実として消費者に伝えること。株の勧誘や為替相場に関する取引などに多く見られます。

③「不利益事実の不告知」

消費者に利益になることだけ言って、重要事項についての不利益については言わなかったこと。

浄水器を購入したら1ヶ月後に「フィルター交換で毎月1万円かかる」と言われた。本体以外にお金がかかることを聞いていなかった。

また、通話料は安くても、多額の別途手数料などがとられる電話関連サービスなどに使われる手法です。

④「不退去」

訪問販売で、「帰って下さい」と言ってもなかなか帰らず、帰ってほしいと思うあまり、つい契約してしまった。というものです。

⑤「退去妨害（監禁）」

帰りたいと言っても、契約をするまで外に出られないようにしたこと。

アクセサリーや布団を無理やり売りつけられたという相談が多く見られます。

このように事業者の不当な勧誘については契約を取り消すことはできます。しかし、**契約時の状況を細かく説明する必要がある**。

そのためには、訪問販売などの勧誘の時や購入の時には、話をしっかり聞き、

①契約書を必ず作ってもらうこと。

②言った、言わないのトラブルになるのを避けるために、契約の際にはメモを取る。あるいは第三者に立ち会った方もらうなどして記録に残しておくこと。

③契約書は大切に取っておくこと。

④消費者契約法には、事業者は、契約の内容をわかりやすく説明するよう努めなければならないと定められているので、契約について、不明な点があれば、事業者に納得がいくまで説明を求めましょう。

【問い合わせ】

消費生活相談窓口 (市民生活課生活交通係)

■月曜日～金曜日

■9:00～15:00

☎ 63-06885

FAX 63-4582